

# 大東市いじめ防止基本方針

平成27年 4月  
(改定 令和5年 4月)

大東市  
大東市教育委員会

# 目次

【1】はじめに	1
【2】いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	2
1. いじめの定義	2
2. 基本理念及び基本的な考え方	2
【3】いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	4
1. いじめの防止等のために市や教育委員会が実施する施策	4
(1) いじめの防止等のための組織等の設置	
(2) いじめの防止等のために実施する施策	
2. いじめの防止等のために市立小中学校において実施する施策	6
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
(2) いじめ防止等に取り組む組織の整備	
(3) いじめの未然防止及び早期発見の取組み	
(4) いじめ事象への対応・指導	
(5) いじめの解消	
3. 重大事態への対処	10
(1) 学校及び教育委員会による調査等	
(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	
【4】方針、取組みの検証及び見直し	11
【5】『大東市におけるいじめ重大事態対応のフロー図』	12

## 【1】はじめに

大東市いじめ防止基本方針は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険性を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とし策定する。

大東市においては、いじめは重大な人権侵害事象として根絶すべき教育課題であり、児童・生徒が自ら尊い命を絶つ可能性もある深刻な問題であること、いじめがどの学校でもどの子どもにも起こりうるものであることを共通理解し、「いじめは絶対に許さない」という強い意志により未然防止・早期解決に努め、これまでも「いじめの早期発見と防止及び発生時の対応指針」（平成19年3月改定）において、学校教育全体や家庭との連携の中で早期発見と予防に努めていくことが大切とし、また、いじめに至っている事象や生成過程にあるものについては、適切な指導と対応を行い、早急に解決を図る必要があるとしている。

本基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定や、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日策定）の内容を踏まえ、これまで市教育委員会が示してきた事項を改めて確認・徹底するとともに、市教育委員会・学校内での組織的な対応や家庭・地域・関係機関との連携等一層の取組みの強化を図るため、いじめ防止等のための対策の基本的な方針として策定し、文部科学省が「いじめ防止対策協議会」等において検討した結果を踏まえ、平成30年4月に「いじめ防止等のための基本的な方針」を改定したことに伴い、本基本方針においても改定を行った。

そしてこの度、文部科学省の「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」（令和5年2月7日）や「いじめ重大事態に関する国への報告について（依頼）」（令和5年3月10日）を踏まえ、重大ないじめ事案等における警察への速やかな相談・通報の徹底やいじめ対応における児童生徒への指導・支援の充実について、一層留意するとともに、いじめの重大事態（法 第28条）が全国的に増加していることを鑑み、本市における重大事態への対応等について一層円滑なものとするために、改定を行うものである。

## 【2】いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1. いじめの定義

「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」〈法 第2条〉

この場合の「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒との何らかの人間関係を指す。

また「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすること等を意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

### 2. 基本理念及び基本的な考え方

- 一 いじめの防止等のための対策は、いじめがすべての児童等に関する問題であることを鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。
- 二 いじめの防止のための対策は、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行わなければならない。
- 三 いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することをめざして行われなければならない 〈法 第3条〉

以上の基本理念を踏まえ、次のような基本的な考え方にに基づき、いじめ防止等のための対策を推進する。

◎いじめが重大な人権侵害事象として根絶すべき教育課題であること、また、いじめはどの学校でもどの子どもにも起こりうることを理解し、いじめが発生したことを学校教育全体の課題として受け止め、被害を受けた児童生徒の人権を守るために

迅速かつ適切に組織的対応する必要があること。

- ◎全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの加害者、被害者だけではなく、周りのいわゆる「傍観者」や「観衆」にあたる子どもたちに対する指導の充実によって子ども集団の人権意識を高め、さらに、日常の教育活動における集団づくりや自らいじめを乗り越える力を引き出すこと（エンパワメント）の推進に努める取組みを推進する必要があること。
- ◎あらゆる教育活動の基盤として、自他の生命がかけがえのないものであるという認識を育て、子どもたちが生きることの素晴らしさを実感し、自覚を深めることができるような教育活動を推進すること。
- ◎いじめが学校内外を問わず起こりうることから、学校と市教育委員会及び市が連携して、家庭や地域社会から広くいじめに関する情報提供を求める等、大東市全体でいじめ防止等の取組みを推進すること。
- ◎インターネット上のいじめは、外部から見えにくいだけでなく、深刻な影響を及ぼすものである。また、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し、損害賠償責任が発生し得ることもある。インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを、児童生徒に対して理解させる取組みを行うこと。
- ◎犯罪に相当するいじめ事案を含むいじめ対応において、警察への速やかな相談・通報を徹底し、学校と警察との日常的な連携体制を構築すること。
- ◎発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うこと。
- ◎海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、外国にルーツのある児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進すること。
- ◎性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知すること。

### 【3】 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

#### 1. いじめの防止等のために市や市教育委員会が実施する施策

##### (1) いじめの防止等のための組織等の設置

①大東市いじめ問題対策連絡協議会において、いじめの防止等に関係する機関及び団体（以下「関係機関等」という。）の連携を図る。

その構成員は、市教育委員会（学校教育政策部）、市立小中学校校長会代表、市立小中学校生活指導担当教員、中央子ども家庭センター、四條畷警察署、枚方少年サポートセンター、市関係諸機関等とする。また、大東市小・中学校生活指導連絡協議会とも連携し、情報交換や研修の機会を確保する。

「大東市いじめ問題対策連絡協議会」は、主に以下の内容を担うものとする。

- ・関係機関等相互の情報の交換及び共有化を図り、連携及び協力を推進すること。
- ・その他いじめ問題等の早期発見、早期対応等の指導・助言に関すること。

②いじめ問題に対して迅速かつ適切な対応を実効的に行うため、市教育委員会に「いじめ問題対策委員会」を置く。

その構成員は、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等を中心とし、その他市教育委員会が適当と認める者とする。

「いじめ問題対策委員会」は、主に以下の内容を担うものとする。

- ・本基本方針に基づくいじめの防止等のための有効な対策を検討するため、市教育委員会や市立小中学校に対し、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等により専門的知見を与える。
- ・市立小中学校においていじめ重大事態の疑いのある事案が発生し、市教育委員会が附属機関による調査を行うことを決定した場合、いじめ問題対策委員会が調査組織となる。

なお、調査を行う場合には、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないもの（第三者）により構成する等、当該調査の公平性、中立性を確保するように努めるものとする。

##### (2) いじめの防止等のために実施する施策

###### ①いじめの防止に関する施策

- ・児童生徒一人ひとりがかけがえのない存在として大切にされ、安心して学ぶことができるような教育活動を推進することがいじめの未然防止の原点であることを認識し、各学校における人権尊重の精神に立った学校づくりを支援する。

- ・学校におけるいじめの防止等の取組状況を点検するとともに、その取組みの充実を図るための教職員の資質向上及び学校の生徒指導体制の充実に資するため、指導主事等による定期的な学校訪問や、いじめの防止、子どもの自尊感情の高め方等を内容とした教職員研修を行う。
- ・「いじめ対応担当教員連絡会」を開催し、いじめ防止に対する取組みの交流や講義研修を行い、大東市のいじめ問題への体制整備の充実と迅速かつ効果的な対応の一層の推進を図る。
- ・より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、家庭や地域の関係団体との連携を促進する。
- ・いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度等について、必要な広報その他の啓発活動を行う。
- ・発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめの未然防止や早期解決に向け効果的に対処するため、大阪府教育庁、市町村教育委員会、大阪府警察本部及び関係機関等で構築される「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」との連携を促進する。

※「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」とは

インターネット上のいじめや有害サイトへのアクセスによる犯罪被害等の事案の未然防止や早期解決を図ることを目的に、全国で初めて構築されたネットワークのこと

②いじめの早期発見と相談体制の整備に関する施策

- ・学校からの要請に対し、法律や心理、福祉の専門家を派遣し、学校の取組みを支援する。
- ・いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備・周知するとともに、機能の充実を図る。
- ・児童生徒の立場から見たいじめ事象に関する実態把握を行い、いじめ問題に対する取組みの充実を図るために「学校あんしん生活アンケート」を実施する。

③いじめに対する措置

- ・いじめを受けた児童生徒及びその他の児童生徒が安心して教育が受けられるようにするために万全を期すとともに、大阪府教育委員会による「問題行動チャート」を参考に犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、警察OBの派遣、学校及び警察等と連携して速やかに対処する。

【参考】学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。〈法 第 23 条 第 2 項〉

- ・法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を執ることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。また、いじめを行った児童生徒に対しても、改善に向けて適切な指導が行われるよう学校と連携して対策を行う。

## 2. いじめの防止等のために市立小中学校において実施する施策

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- 国や市の基本方針を踏まえ、いじめ防止等の基本的な方向や取組みの内容について定めるため、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。
- 学校基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。
  - ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
  - ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
  - ・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組み（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組み、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組みの改善を図る。
- 策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

### (2) いじめ防止等に取り組む組織の整備

- ①いじめの防止等に関する対応を効果的に行うため、いじめ対応担当教員を校務分掌に位置づけるとともに、校長、教頭、いじめ対応担当教員、生徒指導担当者、養護教諭、その他関係者により構成するいじめの防止等のための組織（以下、学校いじめ対策組織）を設置する。なお、必要に応じてスクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）などの心理や福祉の専門家、警察OB等、その他の関係者を加え組織の充実を図る。



②学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

○未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

○早期発見・事案対処

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を行う役割
- ・いじめに係る情報があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有，及び関係児童生徒に対するアンケート調査，聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

○学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組み

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき，いじめの防止等に係る校内研修を企画し，計画的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い，学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割

③いじめについては，特定の教職員で問題を抱え込まず，学校が組織的に対応することにより，複数の目による状況の見立てが可能となる。

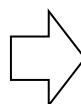
(3) いじめの未然防止及び早期発見の取組み

- ・一人ひとりの児童生徒が，何よりも人間の生命がかけがえのないものであり，生命を尊重することの大切さを踏まえた上で，その発達段階に応じ自分の大切さとともに他の人の大切さを認め，それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に表れるよう教育活動を推進する。
- ・教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育，学級活動，児童会・生徒会活動等の特別活動において，体験活動等を通して児童生徒の社会性や規範意識，思いやりなどの豊かな心を育むとともに，児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え，考え議論することにより，いじめに正面から向き合うことができるように意識の醸成を図る。
- ・日常の教育活動におけるいじめが起きにくい・いじめを許さない集団づくりや，児童生徒が自らいじめを乗り越える力を引き出すこと（エンパワメント）の推進に努めるとともに，早期発見のため日常より教職員がアンテナを高くし，子ども理解に努める。

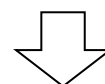
- ・保護者向けいじめチェックシート等いじめに関する資料や学校通信，ホームページ等を通して，いじめの未然防止，早期発見，いじめへの対応について保護者に情報提供，啓発を行い，保護者と連携していじめ防止等に努める。
- ・市が実施する「学校あんしん生活アンケート」に加え，子どもの不安や多様な悩みをしっかりと受け止められるよう各校独自のアンケート調査や，個別面談，個人ノートや生活ノートの活用等，各学校の実情に応じた実態把握を行う。
- ・いじめ対応担当教員を「いじめ対応担当教員連絡会」等へ派遣し，各校の取組状況の交流及び情報収集を行うことにより，各校のいじめ問題解決へ体制整備の充実，迅速かつ効果的な対応の推進を一層図る。
- ・ネット上のトラブルや誹謗中傷の書き込み等の課題に対しては，児童・生徒への指導に加え，保護者への啓発活動を行うとともに，必要に応じて，市教育委員会との連携により対応する。また，情報モラルを身につけさせるための教育の充実を図る。
- ・いじめに関する相談を受け付けるための校内体制を整備し，保護者向けいじめチェックシートや担当者，窓口等について学校便りやホームページ等により，児童生徒や保護者に周知する。

## ※ 早期発見に向けて

- ・児童生徒の発するサインを鋭くキャッチする
- ・情報網を張りめぐらし，情報収集力を高める
- ・児童生徒との人間関係を深め，児童生徒の立場に立って相談に応じる
- ・被害児童生徒や保護者の痛みを共感する
- ・いじめは人権侵害であるという視点を持つ
- ・被害者にも原因があるという見方は厳禁
- ・いじめの背景にも視点をあてる



- ①教師による発見
- ②本人や保護者の訴え・相談
- ③他の児童生徒の訴え・相談  
アンケート調査・個別面談・個人ノートや生活ノート



## 「いじめ」の認知

- ・組織的に対応
- ・複数の目による状況の見立て
- ・状況に応じて，SC・SSW・弁護士・医師・警察OBなど外部専門家等の活用

#### (4) いじめ事象への対応，支援・指導

いじめが疑われる事案を発見，確認した場合は学校いじめ防止基本方針に則り，早急に事案の把握を図る。いじめを認知した場合は，市教育委員会に報告を行うとともに，学校いじめ対策組織を中核として組織的対応により適切な支援・指導を進めることとする。

##### ◎事実関係の把握

- ・関係者からの聞き取りやアンケート等の調査により事実関係を確認し，指導方針，指導体制を決定する。

- ①被害児童生徒の状況に応じた対応
- ②情報整理のための時系列メモの作成
- ③教育委員会の学校体制支援チームの活用

##### ◎児童・生徒への支援，指導

- ・被害側，加害側の保護者に対し，事実関係や指導方針等について早期に説明する。
- ・被害児童生徒への援助・ケアを行う。

- ①心理的事実を受け止める ②具体的援助法を示し，安心感を持たせる
- ③良い点を認め，自信を与える ④人間関係の構築 ⑤自己理解を深める

- ・加害児童生徒への指導及びその後のケアを行う。

- ①事実関係，背景，理由等の確認 ②不満，不安等の訴えを十分聴く
- ③被害者のつらさに気づかせる ④課題を克服するための援助を行う
- ⑤役割体験などを通して学級集団への所属感を高める

- ・まわりの児童生徒への指導及びその後のケアを行う。

- ①「傍観者」や「観衆」的な立場の児童生徒への指導
- ②学級や学年全体に対する指導

##### ◎ 事後の対応

- ・引き続き，被害児童生徒への援助・ケアや見守り活動を学校全体で行う。
- ・今後のいじめ防止のため，いじめ問題対策委員会で事象の検証や教訓化を図る。

#### (5) いじめの解消

いじめは，単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは，少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし，これらの要件が満たされている場合であっても，必要に応じ，他の事情も勘案して判断するものとする。

#### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

#### ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

### 3. 重大事態への対処

#### 重大事態とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。〈法 第28条第1項〉

#### (1) 学校及び教育委員会による調査等

- ・学校より重大事態の疑いのある事案の報告を受けた教育委員会が、当該事案の従前の経緯や特性等を踏まえて調査の要否や対応方法を決定し、「大東市におけるいじめ重大事態対応のフロー図」により対応する。

- ・学校または市教育委員会は重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、質問票の使用その他の方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。市教育委員会は、指導主事・警察OB・専門家等を派遣する。
- ・学校または「いじめ問題対策委員会」による調査に際しては、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係その他の必要な情報について、他の児童生徒のプライバシーの保護に十分配慮する等適切な方法により情報を提供する。あわせて市教育委員会は、調査の結果を市長に報告する。
- ・市教育委員会は、重大事態発生時・調査開始時に、大阪府教育庁を通じて国へ報告し、調査等についての助言を必要に応じて受ける。また、調査が終了し、調査組織から受けた報告書を市長へ提出した後、大阪府教育庁を通じて国へ提出する。

## (2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

### ①再調査

重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。再調査についても、市教育委員会等による調査同様、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

また、市長は再調査開始時に国へ報告するとともに、調査が終了し、調査組織から受けた報告書を国へ提出する。

### ②再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有しない専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成し、当該調査の公平性・中立性を図る。

### ③再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処等のために必要な措置を講ずる。

また、再調査を行ったとき、市長は、その結果を議会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保するなど、適切な措置を講ずる。

#### 【4】 方針，取組みの検証及び見直し

1. 市教育委員会は，本基本方針並びに本基本方針に定めるいじめ防止等の取組みが実効的に機能しているかを，必要に応じ，見直しを含めて検証するものとする。
2. 学校は，いじめの防止等に向けた取組みについて，学校の実情に即し十分に機能しているか否かについて検証することにより，必要に応じ学校いじめ防止基本方針の見直しを図るものとする。

## 【5】『大東市におけるいじめ重大事態対応のフロー図』

